

役場庁舎移転・建設地に関する決議

海田町議会においては、現在「庁舎建設特別委員会」を設置し、役場庁舎移転・建設等について調査・研究を行っているところである。

前期の庁舎建設特別委員会においては、13回の調査・研究を行い庁舎の移転先としての候補地が相応しいか各委員の意思を聴取し、現在地2名、町営プール跡地6名、海田市駅南口2名、その他（更なる慎重審議）3名の結果を報告とした。又、現在設置している庁舎建設特別委員会においても、町長が示した「海田市駅南口」案について、賛成が5名に止まっている。

この、過半数をはるかに下回る5名という状況は、「海田市駅南口」がもはや役場庁舎移転・建設の候補地たり得ないということを表すものである。

しかしながら、町長は「海田市駅南口」に固執しており、役場庁舎移転・建設問題が頓挫している状況である。

これ以上、現在の状況を長引かせることは、町政の混乱を招き、ひいては住民福祉の向上に逆行するものである。

したがって、海田町議会は、このような状況を打開するため、これまでの庁舎建設特別委員会の調査・研究の経緯及び「海田町役場庁舎移転に係る町民意向調査」の結果より、「町営プール跡地」が役場庁舎の移転・建設候補地に最もふさわしいと結論付けるものである。

以上のことを踏まえ、町長は、この結論を真摯に受け止め、これ以上「海田市駅南口」に固執することなく、「町営プール跡地」を役場庁舎移転・建設地として決定し、早急に事務手続きを進めるよう強く求める。

以上決議する。

平成21年12月9日

広島県海田町議会